

メールマガジンなど

- 毎週木曜発信～ メールマガジン「Do・Ryoku」
 - ・感染状況や感染防止対策、各種支援等の総合情報を発信
- 不定期発信～ ブログ「超！！旬ほっかいどう」
 - ・道からの要請内容を情報発信（期間内13回発信）
- 不定期発信 メールマガジン「NHSニュース」（新北海道スタイル推進協議会）
 - ・感染防止対策への協力呼びかけや取組事例紹介など、会員へ発信（期間内11回配信）

ポスター・チラシの作成・配布

- 1月15日（金）～ 啓発ポスターを作成、配布
 - ・道の対策に併せて啓発ポスターを作成、駅・空港・応援団企業等へ配布（計15回、515箇所）

広報広聴推進会議

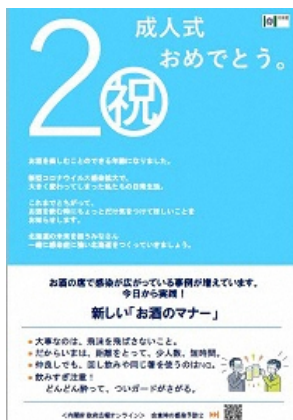
- 2月 第2回 広報広聴推進会議（書面開催）
 - ・前年8月31日開催の第1回会議議題「新型コロナウイルス感染症に関する広報について」に対するご意見を反映した取組事例を報告（報告事例）
 - ・コロナの影響を受けた道産一次産品を応援するために若手職員による動画を作成 等



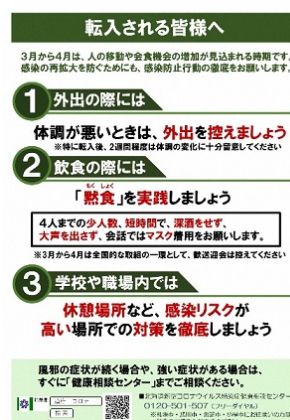
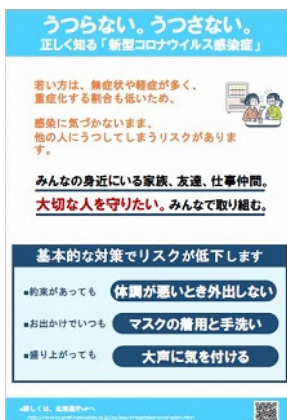
<新千歳空港サイネージ>

普及啓発の主な取組

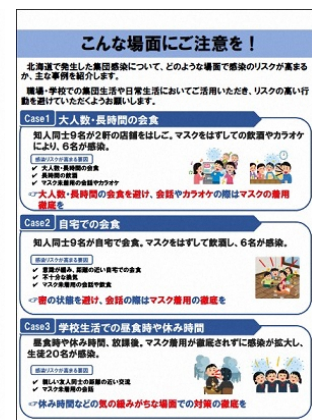
- 新成人へ向けた感染防止対策の啓発
 - ・成人式の参加者に感染防止啓発チラシを配布（1月、5月）
- 人の移動が増加する年度末・年度始めに向けた普及啓発
 - ・札幌駅において感染防止対策の実践を呼びかけ（3月27日）
 - ・転入者向け啓発チラシを各市町村の転入手続き窓口にて配布（3月、4月）
 - ・大学等の入学生に啓発チラシを配布（4月）
 - ・コロナ感染防止啓発パネル展を開催（4月～）



<成人式用チラシ>



<転入者用チラシ>



普及啓発の主な取組

■ 飲食の場面等に関する注意喚起

- ・飲食店などで活用できる黙食の啓発資材をホームページに掲載(3月)
- ・飲食の場面での注意を呼びかける動画をSNSで発信(3月、4月)
- ・「やべーべや」の黙食・黙浴ポスターをホームページに掲載(3月)
- ・MONOテク(北海道立高等技術専門学院)が作成した黙食・黙浴・黙脱衣ポスターのホームページへの掲載(5月)



< 黙食チラシ >



< 4コマ漫画動画 >



< 黙浴ポスター >



< 黙脱衣ポスター >

4. 検査体制の拡充状況

地域外来・検査センターの設置

設置時期	設置場所
令和2年 5月～	札幌市①、苫小牧市、函館市
令和2年 6月～	江別市
令和2年 7月～	千歳市、札幌市②
令和2年 8月～	北見市
令和2年 9月～	北広島市、室蘭市
令和2年10月～	帯広市、石狩市
令和2年11月～	旭川市、恵庭市、小樽市①※、札幌市③、釧路市
令和2年12月～	美幌町、小樽市②※
令和3年 6月～	札幌市④
合 計	17か所 ※小樽市に設置した2か所は、令和3年3月末で廃止。

注) ○付き数字は同一市内での設置か所目を示している。

R3.6.30現在

PCR検査等可能数

(単位:件)

検査機関		1日当たりの検査可能検体数		
		12/31現在	4/30現在	6/30現在
衛生研究所 ・ 保健所	道立衛生研究所	340	440	440
	道立保健所(10か所)※	300	800	800
	札幌市衛生研究所	120	120	120
	旭川市保健所	30	30	150
	函館市衛生試験所	40	100	170
	小樽市保健所	20	100	120
	小 計	850	1,590	1,800
医療機関		1,450	2,020	2,740
民間検査機関等		1,270	3,350	5,110
合 計		3,570	6,960	9,650

※岩見沢、倶知安、室蘭、苫小牧、渡島、上川、稚内、北見、帯広、釧路

R3.6.30現在

発熱者等診療・検査医療機関

(発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関の指定)

指定時期	指定診療・検査医療機関数
令和2年12月31日現在	759か所
令和3年3月31日現在	844か所
令和3年6月30日現在	866か所

<2次医療圏別の医療機関数内訳(令和3年6月30日現在)>

(単位:か所)

南渡島	南檜山	北渡島檜山	札幌	後志	南空知	中空知
92	3	6	387	74	26	9
北空知	西胆振	東胆振	日高	上川中部	上川北部	富良野
4	30	12	13	57	9	7
留萌	宗谷	北網	遠紋	十勝	釧路	根室
7	12	32	4	46	30	6

デルタ株の検査状況

期間	スクリーニング検査数	デルタ株 疑い事例	スクリーニング 検査陽性率(※)
6/29~7/5	208	2	1.0%
7/6~12	267	71	28.1%
7/13~19	373	145	41.1%
全道分累計 (6/4~7/19)	2013	219(38) 【うち札幌市 155】	11.6%

※スクリーニング検査数から検出不能な検体数を除いて陽性率を算出

※()書きは、うち確定数

5. 医療提供体制の拡充状況

入院

(単位：床)

3次医療圏	即応病床数(うち重症者用)								フェーズ
	2/1 ~2/28	3/1 ~3/31	4/1 ~4/27	4/28 ~5/5	5/6 ~5/9	5/10 ~5/31	6/1 ~6/15	6/16 ~7/11	
道南	105 (11)	106 (11)	106 (11)	106 (11)	106 (11)	179 (29)	187 (30)	187 (30)	②3/1~ ③5/10~
道央	606 (55)	684 (55)	673 (68)	673 (68)	850 (80)	850 (80)	1,039 (73)	1,146 (79)	②11/9~ ③5/6~
道北	207 (22)	207 (22)	200 (22)	200 (22)	200 (22)	345 (29)	302 (18)	302 (18)	②11/9~ ③5/10~
オホーツク	75 (3)	48 (3)	48 (3)	58 (3)	58 (3)	114 (3)	126 (3)	126 (3)	②11/18~ ①3/1~ ②4/28~ ③5/10~
十勝	120 (8)	120 (4)	120 (4)	120 (4)	120 (4)	125 (11)	125 (11)	125 (11)	②11/12~ ①3/1~ ③5/10~
釧路・根室	79 (6)	80 (6)	86 (6)	86 (6)	86 (6)	196 (10)	202 (10)	202 (10)	②11/18~ ③5/10~
個別要請 (※札幌圏)	99	—	49	49	—	—	—	—	③相当 札幌圏11/18~2/28 札幌市4/1~5/5
全道合計	1,291 (119)	1,245 (101)	1,282 (114)	1,292 (114)	1,420 (126)	1,809 (162)	1,981 (145)	2,088 (151)	

※札幌圏：札幌市・江別・千歳保健所管内

□フェーズ1 □フェーズ2 ■フェーズ3相当 ■フェーズ3

R3.7.11現在

宿泊療養施設

	圏域	開設期間	所在地	受入可能数 R3.7.5現在
1	道央	R2.5.8~	札幌市	670名
2		R2.11.13~	札幌市	330名
3		R2.11.20~	札幌市	270名
4		R3.5.24~	札幌市	230名
5		R3.6.23~	札幌市	260名
6	道北	R2.11.25~	旭川市	90名
7		R3.6.1~	旭川市	110名
8	道南	R2.11.27~	函館市	110名
9		R3.4.1~	函館市	220名
10	十勝	R2.11.30~	帯広市	190名
11	オホーツク	R2.12.25~	北見市	55名
12	釧路・根室	R2.12.25~	釧路市	120名

【R2.12月末】合計 1,835名 → 【R3.7.5現在】合計 2,655名

6. ワクチンの接種状況等について

ワクチン(概要)

- 新型コロナワクチンの接種は、予防接種法に基づき、市町村が実施するもので、実施医療機関は、市町村との契約により実施しています。
- ワクチン接種は、本人の自発的意思に基づくものであり、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応は許されないものです。

ワクチンの種類	ファイザー社製	モデルナ社製
接種回数	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)
接種対象年齢	12歳以上	18歳以上 <small>(※) 近日中に「12歳以上」への引き下げ承認予定</small>
保管温度	-75℃±15℃	-20℃±5℃
供給状況 (国)	1.94億回分の 契約締結済	5,000万回分の 契約締結済

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 医療従事者等への接種について(7/18現在)

		接種数	接種率
北海道	1回目接種	239,006	118.3%
	2回目接種	219,857	108.8%

※令和3年3月までに道に接種希望者リストが提出された者(202,047人)に対する割合のため、その後の新規入職等の増加により100%を超えている。

2 一般接種(高齢者(65歳以上)向け接種含む)について(7/20現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	1,614,056	30.6%	961,680	18.3%
うち65歳以上	1,278,715	77.2%	851,046	51.4%
(参考) 全国	38,133,442	30.0%	23,803,270	18.7%
うち65歳以上	29,504,236	83.1%	22,026,287	62.1%

※接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数は含まない。全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

3 高齢者(65歳以上)向け接種について

※道内高齢者人口区分別接種状況

高齢者人口区分 (市町村別)	市町村数	高齢者人口(人)	接種率(7/18)	
			1回目接種	2回目接種
10万人以上	2	644,873	64.3%	34.7%
5万人以上	2	146,108	80.7%	50.0%
3万人以上	6	249,767	77.2%	48.6%
1万人以上	12	200,028	83.0%	51.6%
5千人以上	23	165,833	81.7%	58.0%
3千人以上	21	79,529	84.9%	67.3%
1千人以上	85	151,058	88.4%	66.8%
1千人未満	28	19,151	88.2%	76.6%

※高齢者接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の65歳以上人口に対する割合。また、VRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

4 高齢者への接種

- 重症化リスクの高い高齢者の方々に、一日も早くワクチン接種を受けていただくため、市町村が行う集団接種に対する支援に加え、医療機関において実施される個別接種や集団接種に係る働きかけを実施。
- 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び当別町にお住まいの高齢者の方への接種を促進するため、道医師会や札幌大等と連携・協力の下、6月19日から7月末(予定)までの間、道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を札幌市厚別区に設置。
 [7月16日までの接種状況(1回目接種終了)]
 接種回数 19,601回(うち対象自治体(5市1町)分 17,735回、その他1,866回)
- 「北海道ワクチン接種センター」において、道医師会の協力の下、6月26日からオンライン予診の運用を開始。
 また、同センターにおいて生じるキャンセルや予約枠との差分のワクチンを有効活用し、潜在看護師や警察職員等への接種を実施。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

5 職域接種及び大学拠点接種の状況

- 道内においても、職域接種及び大学拠点接種が順次開始(国が申請受付を一時休止した6月25日17時現在の申請数は209件(うち国承認済67件))。

申請ベースで、職域接種予定者は約53万人。

なお、業種別の申請件数は下表のとおり。

(単位:会場数)

国申請受付数	うち										
	北海道分(※)	医療・福祉 (薬局含む)	運輸・流通	製造・小 売・メー カー等	観光	情報通信	金融・保険	建設	国機関 ・自治体	各種団体 その他	大学拠点接種
5,202	209	22	8	42	12	11	7	14	9	57	27

- 職域接種については、国や道内企業の動向についての情報収集のほか、北海道経済産業局や6月に道が設立した「経済関係団体感染症対策連携会議」とも連携し、各経済団体やその構成団体を通じた情報提供、道ホームページによる情報提供に努めている。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

6 ワクチンの供給状況(単位:箱数)

ファイザー社製 ワクチン	第1~8 クール (4/5~7/4)	第9 クール (7/5~7/18)	第10 クール (7/19~8/1)	第11 クール (8/2~8/15)	計	第12 クール (8/16~8/29)
全国配分	67,241	11,000	10,600	10,000	98,841	(10,000)
道内市町村 希望量 A	3,330	870	1,041	982	6,223	未定 <small>※国は、都道府県設置の大規模接種の状況やVRSの入力実績を考慮した配分も検討</small>
道への配分 B	2,925	508	372	436	4,241	
充足率 B/A	87.8%	58.4%	35.7%	44.4%	68.2%	

※上記のほか、大規模接種会場及び職域接種にモデルナ社製ワクチンが配分されている。

7. 休業要請及び営業時間短縮等の協力要請

◆休業要請及び営業時間短縮等の協力要請の変遷

(1) 集中対策期間における協力要請

- ① 1/16～2/15
- ② 2/16～2/28

(2) 感染の再拡大防止期間中の札幌市内における協力要請

- ③ 4/27～5/5
- ④ 5/6～5/11

(3) まん延防止等重点措置における営業時間短縮等要請

- ⑤ 5/12～5/15

(4) 緊急事態措置における休業要請及び営業時間短縮等要請

- ⑥ 5/16～5/31
- ⑦ 6/1～6/20

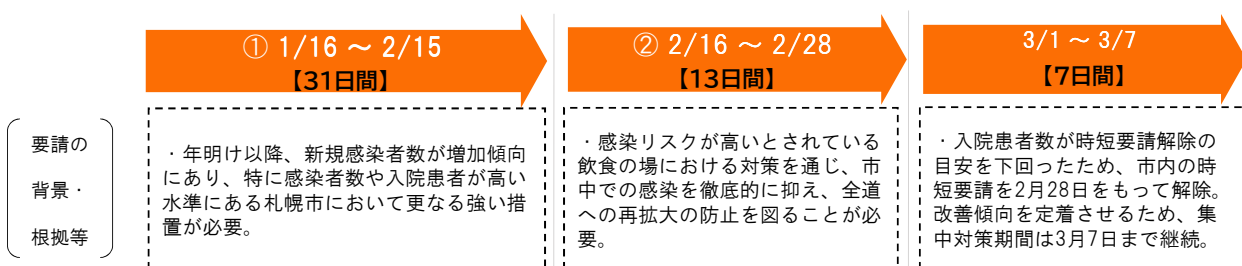
(5) まん延防止等重点措置における営業時間短縮等要請

- ⑧ 6/21～7/11

◆要請に係る支援金の概要等

(1) 集中対策期間における協力要請（R3.1.16～R3.2.28）

■ 集中対策期間において、急激に感染拡大している札幌市内の対策を強化するため、特措法第24条第9項に基づき、接待を伴う飲食店等に対して休業要請及び営業時間短縮等の協力を要請。



■ 休業要請

区域	—	—	—
施設	—	—	—

■ 営業時間短縮 ※営業時間は午前5時から午後10時まで

区域	札幌市内	札幌市内（全域）	—
施設	全域：接待を伴う飲食店 すすきの地区※1：飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等	—

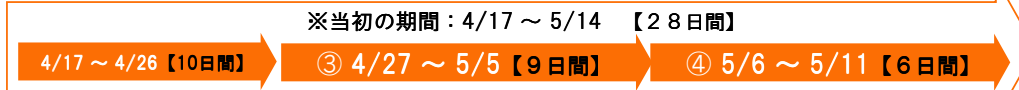
■ 酒類提供時間短縮

区域	—	—	—
施設	—	—	—

※1 南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域

(2) 感染の再拡大防止期間中の札幌市内における協力要請

■ 札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じるとともに、GW特別対策として、札幌市内全域の飲食店等について時短を要請



要請の背景・根拠等

・札幌市は、人の往来が活発であり、また、札幌の医療のひっ迫は、全道の医療提供体制にも大きな影響を及ぼすことから、市内の感染拡大を防ぎ、全道の感染拡大につながらないよう、札幌市については、4月17日から道の警戒ステージ4相当とし、対策を強化するとともに、4月27日以降、飲食店等に対する時短要請を実施。
 ・さらに、非常事態ともいえる医療の状況を踏まえた追加対策として、5月6日以降時短要請の強化を実施。

5月9日～5月31日

札幌市内を対象にまん延防止等重点措置

↓

飲食店等への時短等の要請は、5月12日から同措置に基づく要請に移行

■ 休業要請

区域	—	—	—
施設	—	—	—

■ 営業時間短縮

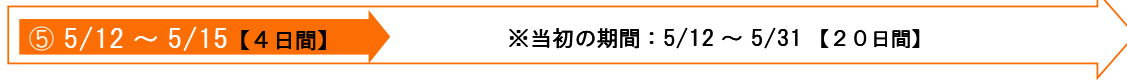
区域	—	札幌市内（全域）	札幌市内（全域）
施設	—	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前5時から午後9時まで	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前5時から午後8時まで

■ 酒類提供時間短縮

区域	—	札幌市内（全域）	札幌市内（全域）
施設	—	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前5時から午後8時まで	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前11時から午後7時まで

(3) まん延防止等重点措置における時短等要請

■ 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえ、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法第31条の6第1項などに基づき、措置区域である札幌市内全域の飲食店等について時短等を要請



① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く） 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない ◆ 営業時間は、午前5時から午後8時まで ◆ 次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインを遵守する <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査を推奨する ・入場者の感染防止のための整理・誘導を行う ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる など

② 飲食店等以外への要請

対象施設	商業施設（生活必需物資を除く）、遊技施設、遊興施設、サービス業（生活必需サービスを除く）、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、博物館等
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない ◆ 営業時間は午後8時（イベント開催等は午後9時）までとする ※1000㎡超は要請、1000㎡以下は協力依頼 ◆ 入場者の整理誘導等を徹底する ◆ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する ◆ 人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 ※イベントに準じた取扱いを要請する施設等（劇場等、集会・展示施設など）

5月16日～5月31日

北海道が緊急事態措置区域に追加

↓

飲食店等への時短等の要請は、5月16日から同措置に基づく要請に移行

(4) 緊急事態措置における時短等要請〔特定措置区域〕

■国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法第45条及び第24条により、特定措置区域の飲食店等について時短等を要請（特定措置区域：石狩振興局管内市町村、小樽市、旭川市）

⑥ 5/16～5/31 【16日間】

⑦ 6/1～6/20 【20日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く） 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	◆休業とする ※酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く） ◆営業時間は5時から20時まで ※上記以外の飲食店 ◆手指消毒設備の設置や施設の換気などの感染防止対策を実施する ◆業種別ガイドラインを遵守する ◆結婚式場においては飲食店と同様の要請に従うこと など

② 飲食店等以外への要請

対象施設	商業施設(生活必需物資を除く)、遊技施設、遊興施設、サービス業(生活必需サービスを除く)、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、博物館等
要請内容	◆営業時間は午後8時（イベント開催等は午後9時）までとする ※1000㎡超は要請、1000㎡以下は協力依頼 ◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。 ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 ※イベントに準じた取扱いを要請する施設等（劇場等、集会・展示施設など）

(4) 緊急事態措置における時短等要請〔措置区域〕

■国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法第24条により、措置区域の飲食店等について時短等を要請（措置区域：特定措置区域以外の市町村）

⑥ 5/16～5/31 【16日間】

⑦ 6/1～6/20 【20日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く） 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	◆営業時間は5時から20時まで ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで ◆業種別ガイドラインを遵守する ◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない ※6/1～6/20要請のみ

② 飲食店等以外への要請

要請内容	◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する
------	--

(5) まん延防止等重点措置における時短等要請〔措置区域〕

■国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、人と人との接触機会を抑えるため、特措法第31条の6第1項などに基づき、措置区域の飲食店等について時短等を要請
(措置区域：札幌市)

⑧ 6/21～7/11 【21日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は、5時から20時まで ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から19時まででできるとし、要件を満たさない店舗については酒類の提供を行わない ※同一グループ入店は原則4人以内、アクリル板等の設置、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用推奨 など ◆従業員への検査推奨、入場者の整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止など感染防止対策を実施する ◆飲食を主として業としている店舗等ではカラオケ設備の利用を行わない ◆業種別ガイドラインを遵守する

② 飲食店等以外への要請

対象施設	商業施設(生活必需物資を除く)、遊技施設、遊興施設、サービス業(生活必需サービスを除く)、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設、博物館等
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は午後8時(イベント開催等は午後9時)までとする ※1000㎡超は要請、1000㎡以下は協力依頼 ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)及びカラオケ設備の利用を行わない ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 ※イベントに準じた取扱いを要請する施設等(劇場等、集会・展示施設など)

(5) まん延防止等重点措置における時短等要請〔経過区域〕

■国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、人と人との接触機会を抑えるため、特措法第31条の6第1項などに基づき、措置区域の飲食店等について時短等を要請
(経過区域：札幌市を除く石狩振興局管内市町村、小樽市、旭川市)

⑧ 6/21～7/11 【21日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から21時まで ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は11時から20時まで ◆従業員への検査推奨、入場者の整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止など感染防止対策を実施する ◆業種別ガイドラインを遵守する ◆飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない

② 飲食店等以外への要請

※措置区域、経過区域を除く全市町村が対象

要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆特に経過区域では、入場の整理など、感染防止対策を一層徹底する ◆感染防止対策が徹底されていない場合、カラオケ設備の提供を行わない
------	--

要請に係る支援金の概要等

区 分	要 請 期 間		対 象 施 設	対 象 地 域	支 援 金 (単 価 等)
①	1/16~2/15	(31日間)	接待を伴う飲食店等	札幌市 〔すすきの地区のみを含む〕	一律62万円(2万円/日)
②	2/16~2/28	(13日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市	一律26万円(2万円/日)
③	4/27~5/5	(9日間)	飲食店、カラオケ店等		中小2.5~7.5万円、大企業20万円
④	5/6~5/11	(6日間)	飲食店、カラオケ店等		中小3~10万円、大企業20万円
⑤	5/12~5/15	(4日間)	飲食店、カラオケ店等		中小3~10万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等		大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率
⑥	5/16~5/31	(16日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市を含む 特定措置区域	中小4~10万円、大企業20万円
				措置区域	中小2.5~7.5万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等	札幌市を含む 特定措置区域	大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率
⑦	6/1~6/20	(20日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市を含む 特定措置区域	中小4~10万円、大企業20万円
				措置区域	中小2.5~7.5万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等	札幌市を含む 特定措置区域	大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率
⑧	6/21~7/11	(21日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市	中小3~10万円、大企業20万円
				経過区域	中小2.5~7.5万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等	札幌市	大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率